

令和5年度 名南東支部通常総会 開催のご案内



- ◇ 日 時 令和5年4月24日(月) 午後4時～5時30分
- ◇ 場 所 ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋
名古屋市中区金山町一丁目1番1号 TEL052-683-4111
※JR・名鉄・地下鉄「金山駅」南口より徒歩1分
ご来場には公共交通機関をご利用ください。

★議案書は後日郵送いたしますので、総会当日までにお目通しの上ご持参下さい。
ご出席、よろしくお願いいたします。

- ◇ 総会終了後、同ホテルで着席にて懇談会を開催いたします。
懇談会は正会員・準会員・従業者も含め、1事業所2名様まで参加できます。
アトラクション：『抽選会』（賞品をご用意しております）
懇談会費（1名）：正会員・準会員 5,000円（通常総会当日ご持参ください）
従業者 10,000円

令和4年度地域事業について

協会本部で行っている不動産無料相談のPR活動、及び全宅連のシンボルマークであるハトマークの啓蒙活動を目的とし、地域の一般消費者へ宅建協会を広く知らしめるとともに、協会を理解していただくため実施しました。

- ◆令和4年11月20日(日)午前10時～午後3時◆
「瑞穂区民まつり 2022」に協賛
場所：パロマ瑞穂野球場前広場

今年度、名南東支部は瑞穂区民まつりに参加いたしました。会場も大盛況で、ハトマークの手提げ袋を持った人たちが多く見られました。ブース内ではお子様向けピンポンダーツに人気が集まり、長い行列ができました
また、抽選会では家電・ゲーム等を提供し大変喜んでいただきました。



瑞穂区民まつり

青年部会&女性部会 研修会のご案内

- 令和5年3月10日(金) 研修会 17:30～ 終了後、懇親会 ～19:50(予定)
- 研修内容： 土地取引における土壌汚染調査について
- 会 場： 萬々事々(ままごと) 名古屋市中区桜山町4丁目70-23
- ※正・準会員以外の方もご参加可能ですので、是非とも従業者の方にもお声がけください。



「月刊不動産流通」2022年6月号より転載

月刊不動産流通の
お申し込みは

vol.473

国土交通省 不動産・建設経済局不動産課

関連法規

宅地建物取引業法に係る 押印の廃止について 教えてください。



宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下、宅建業法）及び宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号。以下、宅建業法施行規則）においては、押印を求める規定が複数定められていました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、テレワーク等働き方の多様化が進み、各種手続きの押印見直しが求められるとともに、社会全体のデジタル化の推進の要請が高まったことから、宅建業法及び宅建業法施行規則においても押印を求める規定が段階的に廃止されています。

今回は、宅建業法及び宅建業法施行規則における押印の廃止に関する改正について解説します。

第一に、令和2年7月に閣議決定された規制改革実施計画において、原則として、全ての手続についてオンライン化を行うこととされたことを踏まえ、国土交通省においても、押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第98号）が制定されました。同省令により、宅建業法施行規則等において定められている、免許申請書などの書類の様式から、押印欄を削除する改正が行われました。

第二に、令和3年5月に成立したデジタル

社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下、整備法）において、行政手続及び民間手続に係る国民の負担や利便性の向上を図るため、押印を求める行政・民間手続について、その押印を不要とする見直しが行われました。整備法による改正前の宅建業法においては、宅地建物取引士は、重要事項説明書（宅建業法第35条）及び契約締結時書面（同法第37条）に記名押印しなければならないとされていましたが、整備法による改正後の宅建業法においては、押印が不要となり、記名をもって足りることとなりました。

第三に、整備法の施行に伴い、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（令和3年国土交通省令第53号）が制定され、所要の規定の整備が行われました。これにより、宅地建物取引業者の従業者証明書における押印を廃止する等の改正が行われました。

宅建業法に係る第一から第三の改正は、令和4年6月時点で全て施行されます。

関係業者におかれましては、改めて法の趣旨をご理解いただき、宅地建物取引業の適正化を図っていただきますようよろしくお願い致します。 〈文責：下山早紀〉